

アナログ通信方式の周波数が発射可能な簡易無線局にかかる再免許等について

1 概略

「アナログ単体機の局」(アナログ通信方式の周波数(350MHz帯及び400MHz帯)の電波のみが発射可能な簡易無線局のことをいいます。以下同じ。)について、アナログ通信方式の周波数の使用期限後の令和6年(2024年)12月1日以降、引き続き簡易無線局の使用を希望する場合の推奨する手続は以下のとおりです。適切な対応をよろしくお願いします。

- ・詳細は、簡易無線を購入された販売店等や総合通信局等にお問い合わせください(無線局免許状をお手元にご用意ください)。
- ・令和6年12月1日以降アナログ通信方式の周波数の電波を発射した場合は、電波法違反となり取締り等の対象となりますので、ご注意ください。
- ・簡易無線局のデジタル化についての説明は、電波利用ホームページを参照ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/relate/dcr/index.htm> →



2 手続について

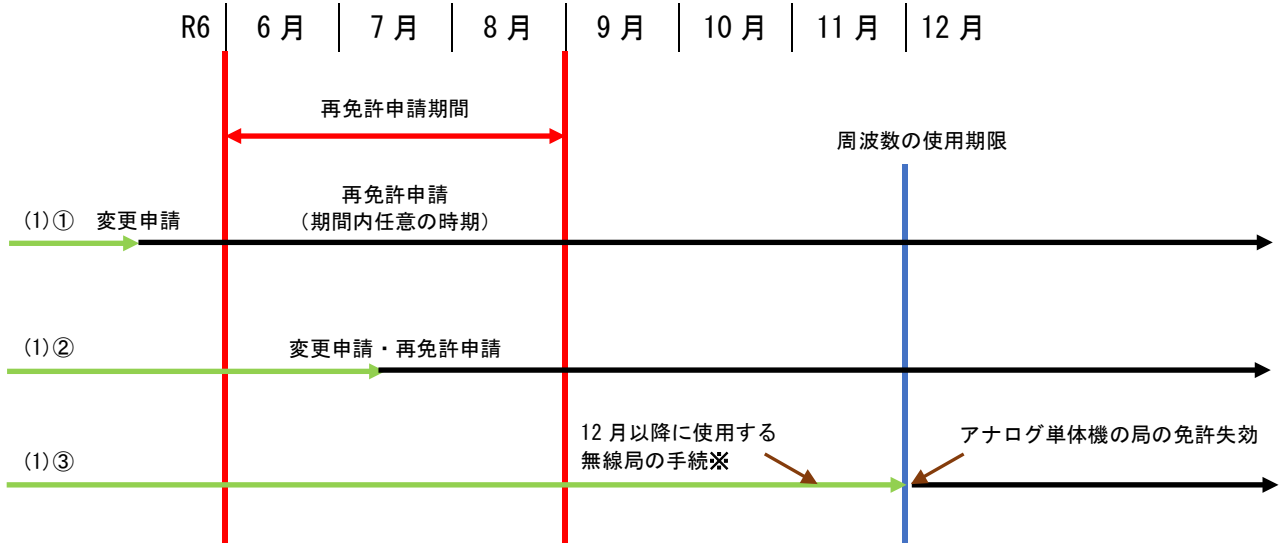
(1) 免許の有効期間が令和6年11月30日の場合(お手元の無線局免許状にてご確認ください。)

- ① 再免許申請期間前(令和6年5月31日まで)にアナログ単体機をデジタル単体機に取り替える場合
 - ・電波法第19条の周波数等の変更申請及び同法第17条第1項の無線設備の変更申請を行ってください。
 - ・再免許申請期間(令和6年6月1日から同年8月31日まで)になりましたら、再免許申請を行ってください。
- ② 再免許申請期間内にアナログ単体機をデジタル単体機に取り替える場合
 - ・電波法第19条の周波数等の変更申請及び同法第17条第1項の無線設備の変更申請と併せて再免許申請を行ってください。
- ③ 令和6年11月30日までアナログ単体機を使用される場合
 - ・令和6年12月1日以降に使用される無線局の手続について、使用を希望する日までに手続が完了するよう行ってください。
 - ・アナログ単体機の局に係る廃止届の提出は必要ありません。無線局の免許は令和6年11月30日をもって、その効力を失います(失効)。効力を失った免許状は、電波法第24条の規定に基づき総合通信局等へ返納願います。

(2) 免許の有効期間が令和6年11月29日以前の場合

再免許申請を行った場合、免許の有効期間は令和6年11月30日となります。以後の手続は上記(1)と同じです。再免許申請を行わない場合は、免許の有効期間をもって、無線局の免許は失効します。

アナログ単体機の局の手続（概略図）



※免許又は登録が必要な無線局の場合は余裕をもって手続をしてください。

凡例： → アナログ単体機使用 → デジタル単体機使用